

ご契約に際して

■ 払いもどし金について

- 主契約、生活障害保障型通減定期保険特約の払いもどし金はありません。

■ 高額割引制度について

- ご契約の主契約の保険金額またはご契約の総保険金額がアクサ生命所定の金額を上回る場合、保険料の高額割引制度が適用され、保険料が割引されます。
- 主契約、生活障害保障型通減定期保険特約に適用されます。

■ 保険料の払込免除について

- 被保険者が、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したときは、直後に到来する保険料期間以後の保険料のお払込みを免除します。
- 所定の障害状態については、「生活障害保障型通減定期保険特約について」をご覧ください。
- 生活障害保障型通減定期保険特約については、保険料の払込免除に関する規定は適用しません。

■ 無配当終身保険への切り換えについて (他の個人保険への加入)

- 無解約払いもどし金型定期保険(原契約)のご契約日から2年以上ご契約が継続している場合、原契約の保険期間満了日、解約日または減額日から1ヵ月以内であれば、無配当終身保険(新契約)に加入し直すことができます。
- 保険金額、保険料、保険料払込期間など、ご契約内容は全く新しく切り換わります。
- 新契約の保険金額は、原契約の保険金額(減額の場合は減額された保険金額)以下とします。
- 上記のお取扱いにはアクサ生命所定の条件があります。すでに保険料の払込の免除事由が生じている場合、契約条件に関する特約が付加されている場合、または被保険者の年齢が所定の年齢を超えている場合などには、上記のお取扱いはできません。

解約時払いもどし金がある商品との比較

無解約払いもどし金型定期保険には、保険期間を通じて解約時払いもどし金がありません。払いもどし金のある定期保険(非更新型定期保険)と比較すると下表のとおりとなります。

商品名		無解約払いもどし金型定期保険			非更新型定期保険		
契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・保険金額		55歳・男性・85歳満了・10,000万円					
保険料(年払)		1,699,500円			2,534,800円		
経過年数	年齢	支払保険料累計	解約時払いもどし金額	返戻率	支払保険料累計	解約時払いもどし金額	返戻率
1年	56歳	1,699,500円	0円	0.0%	2,534,800円	1,060,000円	41.8%
5年	60歳	8,497,500円	0円	0.0%	12,674,000円	8,340,000円	65.8%
10年	65歳	16,995,000円	0円	0.0%	25,348,000円	16,260,000円	64.1%
20年	75歳	33,990,000円	0円	0.0%	50,696,000円	25,320,000円	49.9%
30年	85歳	50,985,000円	0円	0.0%	76,044,000円	0円	0.0%

※経過年数とはご契約日から起算した年数です。各数値は年単位の保険料が全額払い込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しています。また、数値に端数が発生した場合は表示単位未満を切捨てて表示しています。

■保険金などをお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■この保険には、契約者貸付、保険料の立替および払済保険への変更のお取扱いはありません。

■この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。

●ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」 「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約について大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

●保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている定期保険です。「保険種類のご案内」はアクサ生命の社員またはもよりの営業店にご請求ください。

●生命保険募集人について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

●この保険の販売資格について

この保険の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、カスタマーサービスセンター(TEL:03-6757-0310 受付時間:9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)までご連絡ください。



アクサ生命は環境負荷の軽減を目指し、CO₂削減に努めています。

お問合せ先・担当者



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/



在任中から事業承継まで
経営者のリスクに備える保険です。

アクサ生命

企業経営

サポートシリーズ

アクサの
保障
重視

定期
保険

ピュアライフ

契約年齢：5歳～80歳



無解約払いもどし金型定期保険

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

主契約

死亡

事業保障

特約

死亡

傷害

介護

事業保障

2018.01

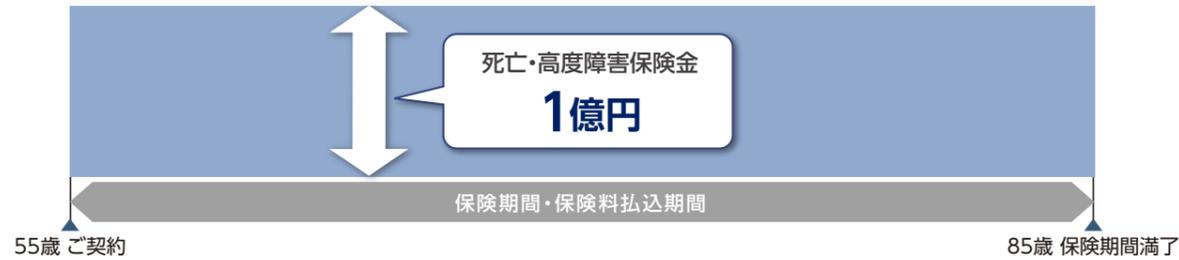
在任中から事業承継後まで、 会社を守るための保障を準備できる保険です。

特長
1

死亡・高度障害保障を準備できます。
解約時払いもどし金がないため、**保険料が割安**です。

【ご契約例】 無解約払いもどし金型定期保険 ご契約者:法人 被保険者:経営者(55歳・男性) 保険金の受取人:法人

保険金額	保険期間・保険料払込期間	年払保険料
10,000万円	85歳満了	1,699,500円



特長
2

保険期間を選ぶことで、
ご勇退までの期間の保障を確保できます。

- 更新がなく、ご契約時のまま**保険料は上がりません**。
- 保険期間は次からお選びいただけます。

55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳満了

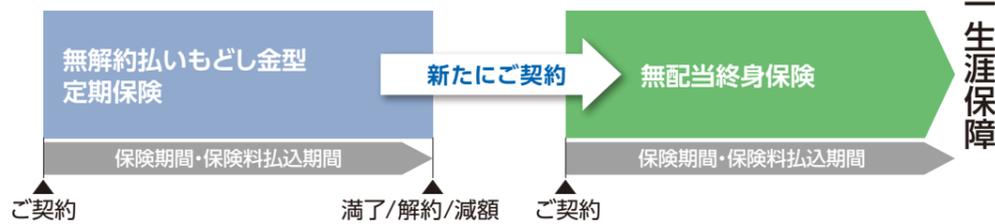
※契約年齢などにより、保険期間のお取扱いが異なります。

特長
3

健康状態にかかわらず
一生涯の保障に切り換えることができます。

- 所定の条件を満たせば、健康状態にかかわらず、
保障が一生涯続く無配当終身保険に加入し直すことができます。
※詳しくは、裏表紙の「ご契約に際して」をご覧ください。

- 無配当終身保険への加入



特長
4

法人契約の場合、
保険料の**全額を損金**として取扱うことができます。

※詳しくは、5ページの「経理処理について」をご覧ください。



**就業不能
保障プラス**

特約で保障を充実させることができます。

病気やケガ、要介護状態などによって働けない状態になる
「就業不能」リスクに備えることができます。

生活障害保障型減定期保険特約

※生活障害保障型減定期保険特約について詳しくは、6ページの「ご契約に際して」をご覧ください。

1・2ページに記載の税務についてのお取扱いは、2017年10月現在の税制にもとづいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

経営者の在任中のリスクに 備えることができます。

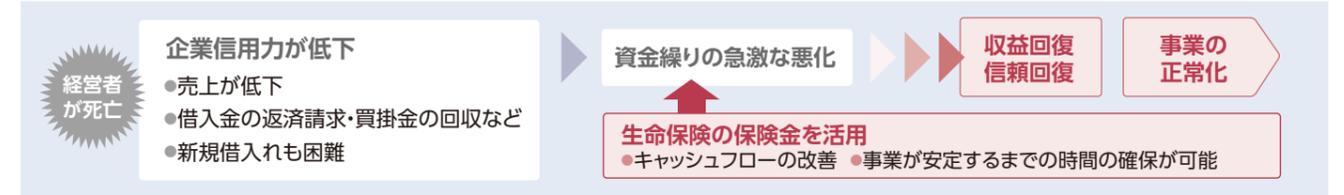
会社のステージ：創業期～成長期の場合

創業期 成長期 安定期 事業承継期

経営者に万一のことがあったとき、死亡・高度障害保険金が会社を守ります。

事業保障資金

会社の「顔」である経営者に万一のことがあった場合、売上の減少や信用低下による資金繰りの悪化などが起こるリスクがあります。そのような事態への対策として、**借入金**(金融機関借入金、買掛金など)の**返済資金**や、急な資金繰り悪化・売上低下に対応するための**経営立て直し資金**、**納税のための準備資金**などの準備が必要です。



1 事業保障資金の目安額 = A+B+C 円

A 借入金相当額 円 + B 経営立て直し資金 (従業員の月額給与総額 円 × 必要月数 ヵ月) + C 納税準備資金 (A + B) ÷ (1-0.3380) × 実効税率33.80%

※実効税率33.80%の場合。

死亡退職金・弔慰金

2 死亡退職金の目安額 円

最終報酬月額 円 × 役員在任年数 年 × 功績倍率 (2~3倍)

3 弔慰金の目安額 円

業務上の死亡… 最終報酬月額 円 × 36ヵ月分

※業務外の死亡…最終報酬月額×6ヵ月分

万一の場合に必要な目安額合計 = 1+2+3 円

死亡退職金・弔慰金には相続税の非課税枠があります。

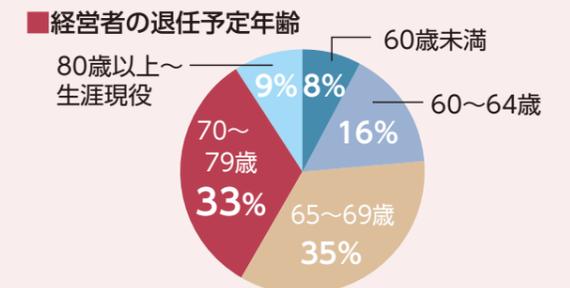
- 死亡退職金として受取られた場合：500万円×法定相続人の数まで非課税です。
- 弔慰金として受取られた場合：以下の範囲まで非課税です。
◆業務上死亡:死亡時最終報酬月額×36ヵ月 ◆業務外死亡:死亡時最終報酬月額×6ヵ月

【関係法令・通達】「相続税法第12条第1項第6号」および「相続税法基本通達3-20」
※他の保険で受取られた死亡保険金なども通算します。※死亡退職金の受取人が法定相続人以外の場合は、相続税非課税枠は適用されません。

多くの経営者が
80歳までの退任を考えています。

ご自身の在任中の保障は
退任予定年齢にあわせたプランを選びましょう。

出典:アクサ生命保険株式会社「社長さん白書2015」
※端数処理の関係で内訳の和は100%となっておりません。



経営の第一線を退いた後には、**事業承継が重要な課題**となってきます。
詳しくは次のページをご覧ください。

自社株対策として 一時金で備える



■自社株の買取り資金は確保できていますか？

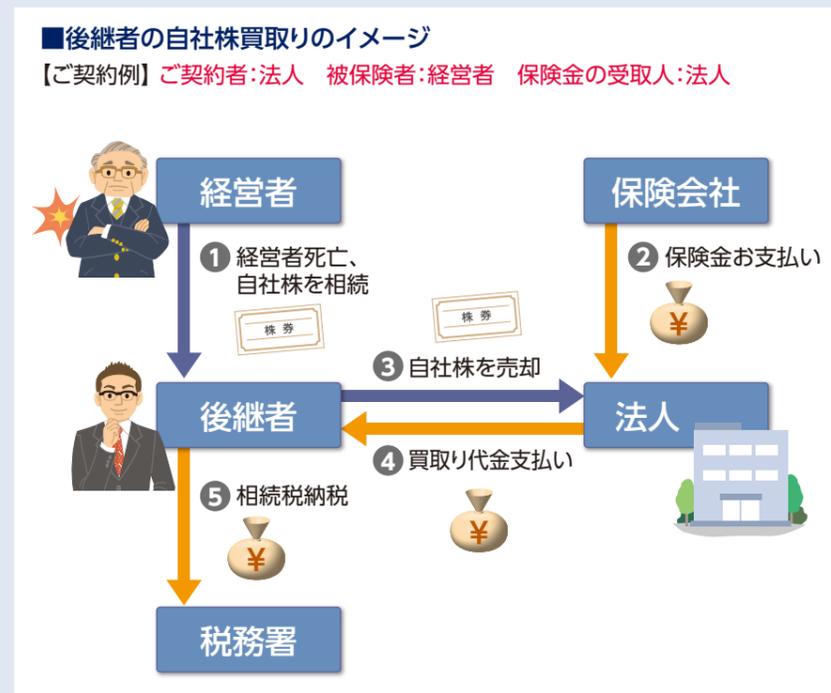
創業から長年にわたって蓄積された利益や、保有する不動産の価値の上昇などによって、自社株の評価額は思いがけず高額になる場合があります。無事に経営権をバトンタッチすることができても、**納税資金不足**や、他の株主や後継者以外の相続人への**自社株の分散**などにより、後継者が困窮することがないよう対策が必要です。



ポイント 金庫株としての**自社株の買取り資金**に、**保険金**をご活用いただけます。

後継者の相続税の納税資金に 後継者に渡った自社株を法人が買取ることで、後継者の納税資金を確保できます。

後継者以外の相続人への分散防止に 後継者以外の他の相続人に渡った自社株を買取り、自社株の分散を防止することもできます。



経営立て直し資金として 年金方式で備える



■突然の経営者交代に 備えて…

経営者が不在となった場合、信用の低下や売上の減少により、一時的に経営が不安定になるリスクがあります。後継者が経営を立て直し安定させるまでには、複数年かかる場合もあります。

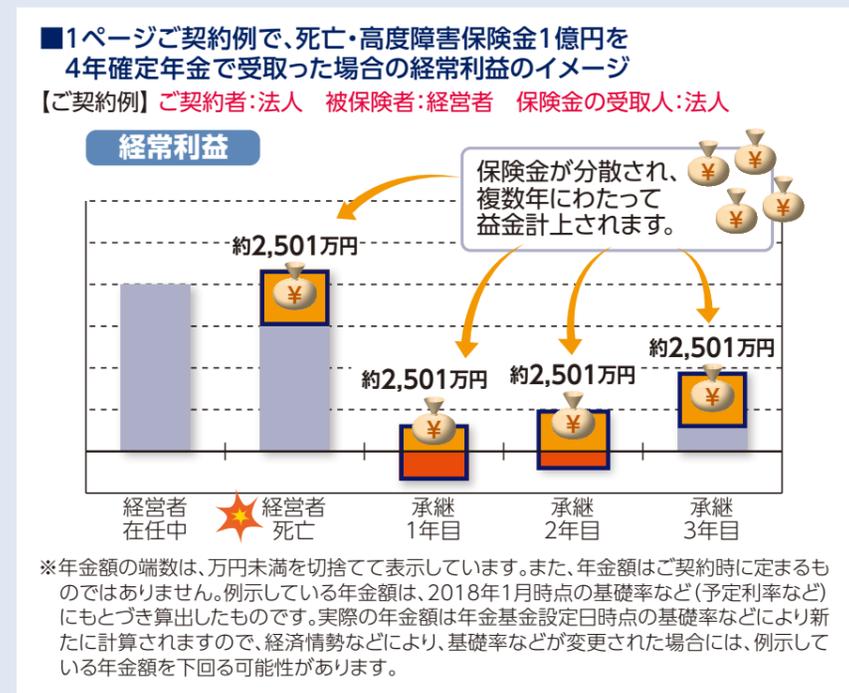
*2 出典: 株式会社日本政策金融公庫「中小企業の事業承継に関するアンケート結果」(平成21年)

85%以上の経営者が、**後継者の育成には「3年以上必要」と考えています***2。

ポイント 年金払特約(06)の付加により、**保険金の全部または一部を年金で受取ることで、経営立て直し資金として**ご活用いただけます。

- 年金は、**3・4・5・10年の確定年金定額型**からお選びいただけます。
- 年金で受取る場合、**税務上のメリット**があります。ご契約時にこの特約を付加することにより、**年金を受取るつど**、その金額を雑収入として益金に計上できます。

※年金支払期間などを変更した場合は、複数年度にわたって雑収入として益金に計上することが認められない場合があります。その場合は、初回年金受取時の未払年金の現価の全額を、初年度の雑収入として益金に計上します。
※年金払特約(06)について詳しくは、6ページの「ご契約に際して」をご覧ください。



経営者個人の保障に変更し、遺産分割に活用



■相続対策が必要になってきています。

相続税法の改正により、2015年1月1日以後に発生する相続について基礎控除額は引き下げられ、最高税率は引き上げられました。実際、平成27年分の相続税がかかった人は、前年に比べて2倍近く増加しました。



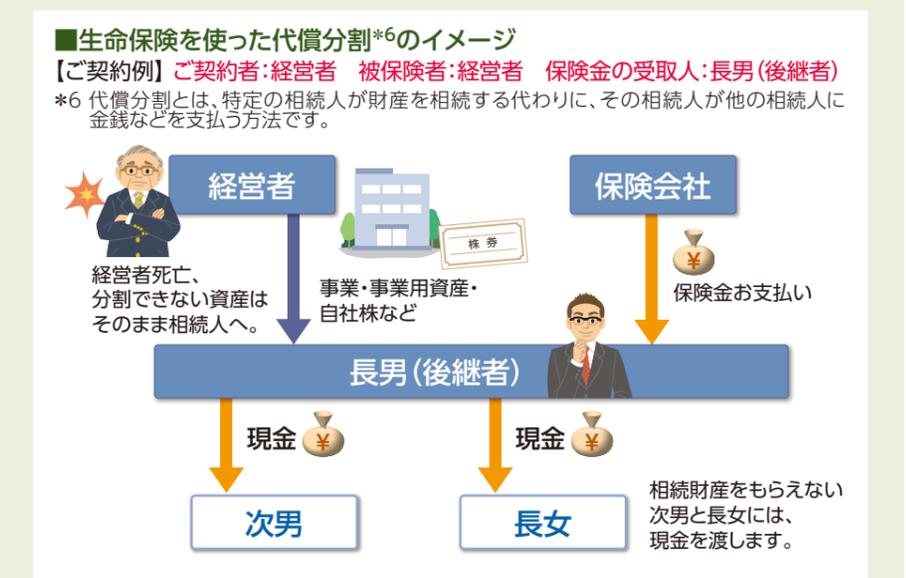
*3 出典: 国税庁「平成27年分の相続税の申告状況について」
*4 出典: 国税庁「第141回 国税庁統計年報」(平成27年度版)

■遺産分割のトラブルは増加傾向にあります。

不動産など分割が難しい財産の場合、相続財産を十分にもらえない相続人が生じ、遺産分割トラブルを招く場合も。相続税の対象とならなくても、トラブルが起こってしまうこともあります。



ポイント 遺産分割対策に、**保険金**をご活用いただけます。経営者のご勇退時に、保険契約者を「法人」から「経営者個人」に契約者変更することで、経営者ご自身の保障にすることができます。
※契約者変更した場合の税務取扱いについては、5ページをご覧ください。



経理処理について(法人契約の場合)

【ご契約例】 ご契約者：法人 被保険者：経営者(55歳・男性) 保険金の受取人：法人

主契約	保険期間・保険料払込期間	保険金額	年払保険料
無解約払いもどし金型定期保険	85歳満了	保険金額：10,000万円	1,699,500円

保険料支払時

■ 保険料の取扱い

契約形態			主契約の保険料
ご契約者	被保険者	保険金の受取人	
法人	役員	法人	全額損金算入(支払保険料)

【関係法令・通達等】「法人税基本通達9-3-5」および「平成13年11月国税庁質疑応答回答「解約返戻金のない定期保険の取扱い」」

■ 保険料を払込まれたとき

初回保険料：1,699,500円

借方		貸方	
支払保険料	1,699,500円	現金・預金	1,699,500円

保険金受取時

■ ご契約から10年経過時に亡くなられ、死亡保険金をお受取りの場合

● 一時金でお受取りの場合

- 年金払特約(06)をご契約時に付加していた場合
年金の型：確定年金定額型／年金支払期間：4年
1年目の年金額：25,011,000円*1

借方		貸方	
現金・預金	100,000,000円	雑収入	100,000,000円

借方		貸方	
現金・預金	25,011,000円	雑収入	25,011,000円

*1 年金額はご契約時に定まるものではありません。例示している年金額は、2018年1月時点の基礎率など(予定利率など)にもとづき算出したものです。実際の年金額は年金基金設定日時点の基礎率などにより新たに計算されますので、経済情勢などにより、基礎率などが変更された場合には、例示している年金額を下回る可能性があります。

ご解約時

■ 解約された場合

この保険には解約時払いもどし金がないため、経理処理は発生しません。

※上記例は、保険料の未経過分はないものとして記載しています。保険料の未経過分がある場合は、上記と異なる場合があります。

契約者変更した場合の税務取扱い

ご勇退時に、ご契約者を「法人」から「経営者個人」に契約者変更した場合、保険契約上のすべての権利が経営者個人に譲渡されます。この場合、保険契約の権利の価額は、変更時の解約時払いもどし金相当額で評価され、経営者個人の退職所得(収入金額)に合算し、所得税の課税対象となります。

■退職所得の金額の計算
退職所得は他の所得と分離して所得税額を計算します。

$$\text{退職所得の金額} = \left(\frac{\text{収入金額} - \text{退職所得控除額} * 2}{2} \right) * \frac{1}{2} * 3$$

- *2 退職所得控除額は次のように計算します。
・勤続年数が20年以下の場合
40万円 × 勤続年数(1年未満切上げ) ※80万円に満たない場合は80万円
・勤続年数が20年超の場合
800万円 + 70万円 × (勤続年数(1年未満切上げ) - 20年)

*3 勤続年数5年以下の法人役員などの退職所得については、2013年分の所得より2分の1課税は適用されません。

【関係法令・通達】「所得税法第22条」、「所得税法第30条」、および「所得税基本通達36-37」
※2013年1月1日から2037年12月31日までの各年分の基準所得税額が、復興特別所得税の課税対象となります。

記載の税務についてのお取扱いは、2017年10月現在の税制にもとづいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

ご契約に際して

❗ 所定の高度障害状態は、約款に定められた次の状態をいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

❗ 所定の要介護状態は、約款に定められた次の要介護状態となります。

1. 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表のb～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態

a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
b. 衣服の着脱が自分ではできない。
c. 入浴が自分ではできない。
d. 食物の摂取が自分ではできない。
e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。
2. 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

❗ 所定の急性心筋梗塞・所定の脳卒中は、約款に定められた次の疾病となります。

急性心筋梗塞	虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞
脳卒中	脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞

❗ 所定の障害状態は、約款に定められた次の状態をいいます。

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
6. 10手指の用を全く永久に失ったもの
7. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
8. 10足指を失ったもの

■ 年金払特約(06)について

- 年金払特約(06)を付加することにより、保険金の全部または一部を年金でお受け取りになることができます。
- ご契約者および死亡保険金受取人が法人の場合は、主契約のご契約時にもこの特約を付加することができます。
- 年金は3・4・5・10年の確定年金定額型からお選びいただけます。
- この特約は、主契約、生活障害保障型逡減定期保険特約に付加することができます。

この特約の年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は年金基金設定日時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)にもとづいて計算され算出されるものです。

■ 契約年齢について

- 5歳～80歳
- 契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

■ 保険期間・保険料払込期間について

- 無解約払いもどし金型定期保険(主契約)：
55歳／60歳／65歳／70歳／75歳／80歳／85歳／90歳満了

契約年齢などにより、保険期間、保険料払込期間などのお取扱いが異なりますので、詳しくはアクサ生命の担当者におたずねください。

■ 保険料払込方法について

- 月払／半年払／年払

■ 主契約について

お支払金	お支払事由
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき

- 所定の高度障害状態については、「生活障害保障型逡減定期保険特約について」をご覧ください。
- 死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いしません。
- 高度障害保険金をお支払いした場合は、所定の高度障害状態に該当したときから、ご契約は消滅します。

■ 生活障害保障型逡減定期保険特約について

お支払金	お支払事由	お支払額
死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	死亡した日の保険金額
生活障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期以後の傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当したとき (2) この特約の責任開始期以後の傷害または疾病により所定の要介護状態に該当したとき*1 (3) 次のいずれかに該当したとき ・所定の急性心筋梗塞を発病し、所定の状態が継続したとき*2 ・所定の脳卒中を発病し、所定の状態が継続したとき*3 (4) この特約の責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したとき	生活障害保険金のお支払事由に該当した日の保険金額

- *1 所定の要介護状態が、その該当した日からその日を含めて継続して180日あることを医師によって診断確定されたことを要します。
- *2 この特約の責任開始期以後の疾病により所定の急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。
- *3 この特約の責任開始期以後の疾病により所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

- 死亡保険金、生活障害保険金は重複してお支払いしません。
- 生活障害保険金をお支払いした場合は、生活障害保険金のお支払事由に該当したときから、この特約は消滅します。